

### 資料3 「動物の愛護管理の現状等」

1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」の概要
2. 動物愛護管理行政の概要
  - (1) 国(環境省)
  - (2) 地方公共団体
  - (3) 関連条例の制定状況
3. 動物の飼養保管の実態
  - (1) 動物取扱業の届出数等
  - (2) 危険動物の飼養許可数等
  - (3) 各種動物の飼養保管数等
    - 家庭動物
    - 展示動物
    - 実験動物
    - 産業動物
  - (4) 犬ねこの引き取り数等
  - (5) 動物愛護管理法の違反件数等
  - (6) 犬による咬傷事故件数
4. 動物愛護管理行政に係る課題
  - (1) 「動物の愛護及び管理に関する法律の改正(H11)」の概要
  - (2) 改正法(H11)の附則及び附帯決議等
    - 附則
    - 動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
    - 附帯決議への対応状況
  - (3) 国民から寄せられている主な意見等
5. 関係法律一覧

## 1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」の概要

### 目的

虐待防止、適正飼養等  
動物愛護の気風の招来、生命尊重、友愛等の情操の涵養  
動物の適切な管理  
動物による人の生命、身体及び財産への侵害を防止

### 基本原則

人と動物の共生に配慮した適正な取扱い

#### 動物愛護週間

(9月20日～9月26日)

国民の関心と理解を深める行事の実施

#### 動物取扱業者の規制

購入者に対する適正な飼養保管に関する説明  
動物取扱業者の都道府県等への届出義務  
動物の健康・安全保持のための基準遵守義務 改善勧告・命令

#### 周辺生活環境の保全

多数の動物を飼養し、周辺の生活環境を損なっている者への改善勧告命令

#### 動物による危害の防止

危険動物飼養に関し、都道府県等条例による飼い主遵守事項、飼養許可制度の規定

#### 飼い主責任の確保に係る措置

動物の健康及び安全の保持  
人の生命・身体・財産への侵害、迷惑防止  
犬ねこの引き取り  
繁殖制限の指導・助言  
都道府県等による動物愛護  
動物愛護推進員の委嘱、協議会の組織化

#### 愛護動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄の禁止

罰則：みだりな殺傷(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)、虐待(30万円以下の罰金)、遺棄(30万円以下の罰金)

昭和48年10月1日公布(法律第105号)。昭和58年12月2日、平成11年7月16日、平成11年12月22日に一部改正。

## 2. 動物愛護管理行政の概要

動物愛護管理法に基づく具体的措置については、地方公共団体（都道府県・政令指定都市・中核市）が自治事務として実施し、環境省は、各種基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援等を実施。

### (1) 国（環境省）

#### 1) 組織

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

#### 2) 業務内容

動物愛護週間行事等の普及啓発事業の実施

動物の適正な飼養・保管、処分等のための各種基準の策定

動物取扱業者の遵守すべき基準の策定

危険動物の指定（政令）

地方自治体の取組みへの支援

#### 3) 予算

平成15年度 約5,200万円

### (2) 地方公共団体

#### 1) 組織

都道府県・政令指定都市・中核市の95自治体。担当部局のほとんどは公衆衛生部局。

#### 2) 業務内容

普及啓発（都道府県、政令市、中核市）

動物取扱業者に係る規制の実施（都道府県、政令市）

危険動物飼養に係る規制の実施（都道府県、政令市、中核市）

多数の動物の飼養に伴う迷惑行為に対する勧告等の措置（都道府県）

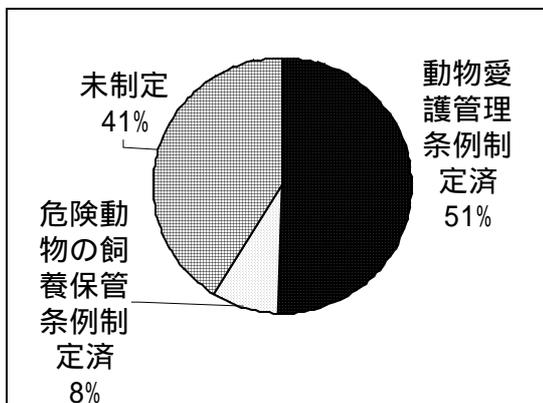
犬猫の引き取り（都道府県、政令市、中核市）

愛護推進員の委嘱、協議会の設置（都道府県、政令市、中核市）

#### 3) 予算

平成15年度 4,200万円 / 1自治体

### (3) 関連条例の制定状況



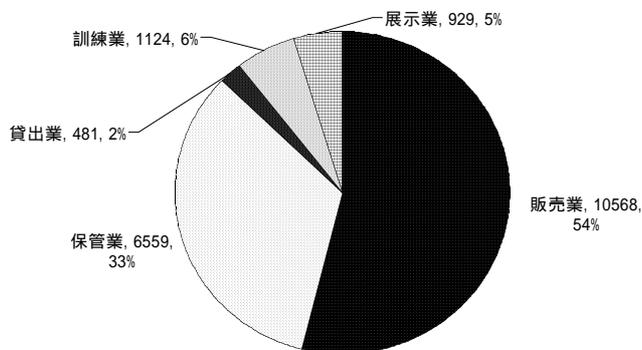
危険動物の飼養保管の許可規制は、各自治体の条例に基づき措置されるものである。このため、各自治体では、必要に応じて「危険動物の飼養保管条例」を定めたり、これに動物取扱業の規制等に関する上乗せ規制を付加した「動物愛護管理条例」などを定めている。

出典：環境省資料（H15）

### 3. 動物の飼養保管の実態

#### (1) 動物取扱業の届出数等

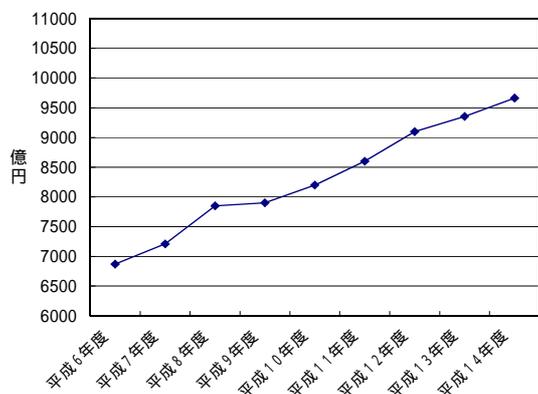
動物取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示）の届出数



出典：環境省資料  
（平成14年3月現在）

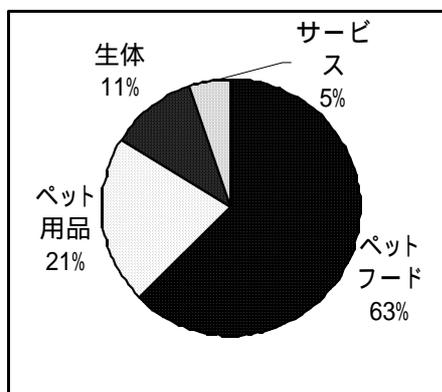
業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者
展示	動物を見せる業	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス等

ペット関連市場規模推移（小売ベース）



出典：矢野経済研究所

市場の構成比（2001年度）



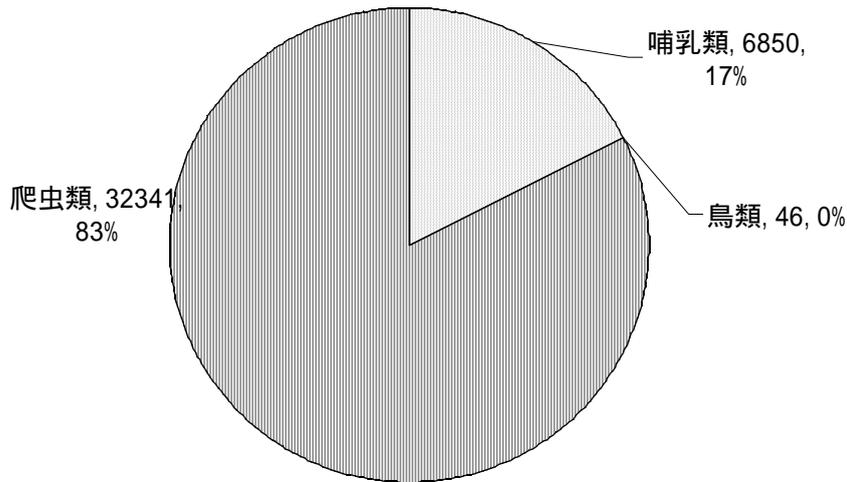
出典：エコトレーディング社

(2) 危険動物の飼養許可数等

動物愛護管理法第16条により、地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者等が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定めることができることとされている。

危険動物については政令で定められているが、必要に応じて政令で指定された動物の一部を条例で指定しないこと又は政令で指定された動物以外の動物を条例で指定することができることとされている。

危険動物の飼養許可状況



出典：環境省資料（平成14年3月現在）

危険動物（政令指定種）の一覧

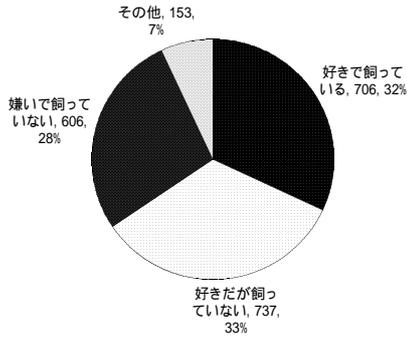
科名	種名
1 哺乳綱 (1) 霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドゥクモンキー属全種 コ バナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドゥクモンキー属全種 コ バナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
(2) 食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及 アビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種

科名	種名
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンキャット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種
(3) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(4) 奇蹄目	
さい科	さい科全種
(5) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種
2 鳥綱 (1) だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(2) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ
3 爬虫綱 (1) かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
(2) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナプトオトカゲ コモドオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(3) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

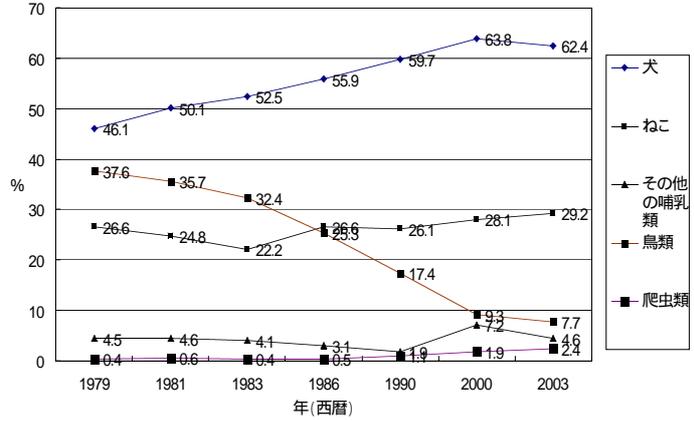
### (3) 各種動物の飼養保管数等

#### 家庭動物

家庭動物の飼養保管状況



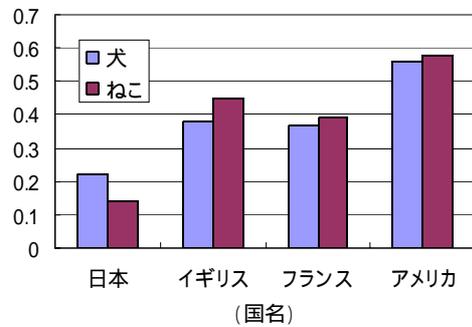
飼養している家庭動物の種類



出典：動物愛護に関する世論調査（平成 15 年 7 月調査）

#### 欧米との飼育率（飼育数 / 世帯数）の比較

		飼育頭数	世帯数	飼育率
日本	犬	1113 万頭	4877 万世帯	0.22
	ねこ	696 万頭		0.14
イギリス	犬	690 万頭	1770 万世帯	0.39
	ねこ	800 万頭		0.45
フランス	犬	790 万頭	2152 万世帯	0.37
	ねこ	840 万頭		0.39
アメリカ	犬	5400 万頭	9639 万世帯	0.56
	ねこ	5600 万頭		0.58

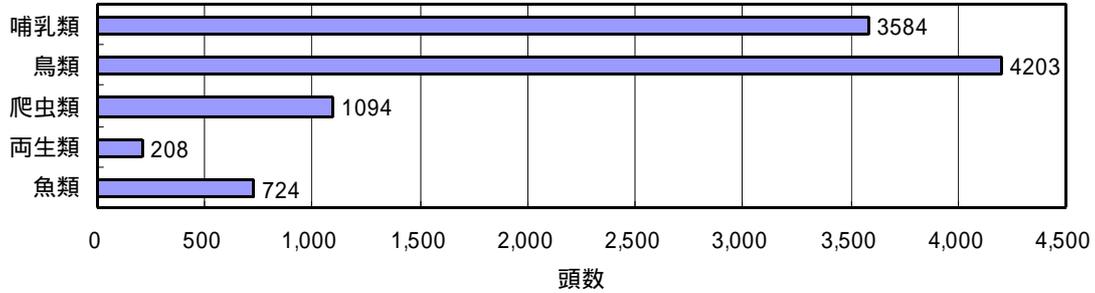


出典：ペットフード工業会調査、英国王立動物虐待防止協会（RSPCA）調査、フランス アンケート（SOFRES）調査等

## 展示動物

下図の頭数は、社団法人日本動物園水族館協会加盟動物園 92 施設を対象とした頭数である。なお、動物園や水族館等の展示を目的とした施設は、規模の大小はそれぞれに異なるが、全国に約 900 施設存在する。

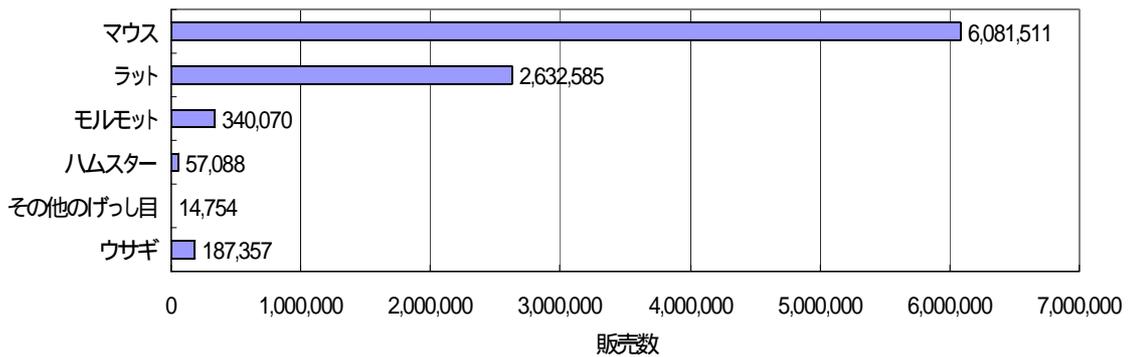
展示動物の飼養保管頭数（（社）日本動物園水族館協会加盟施設のみ）



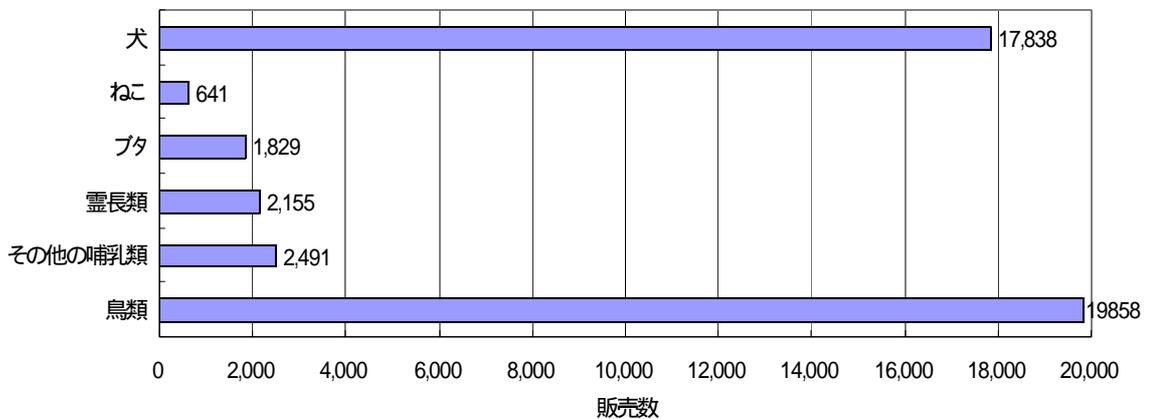
出典：平成 14 年度日本動物園水族館年報

## 実験動物

実験動物（げっ歯目及びウサギ目）販売数



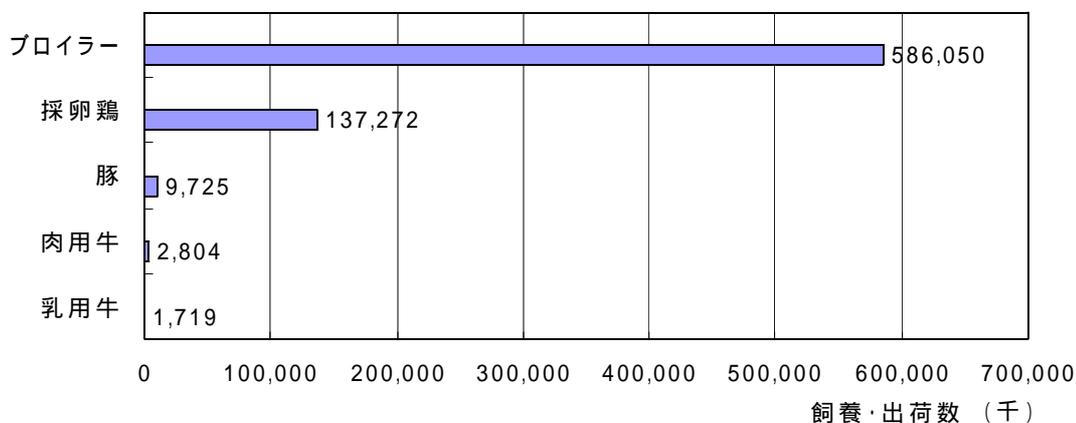
実験動物（げっ歯目及びウサギ目以外の哺乳類）の販売数



出典：実験動物の年間（平成 13 年度）総販売数調査（社団法人日本実験動物協会）

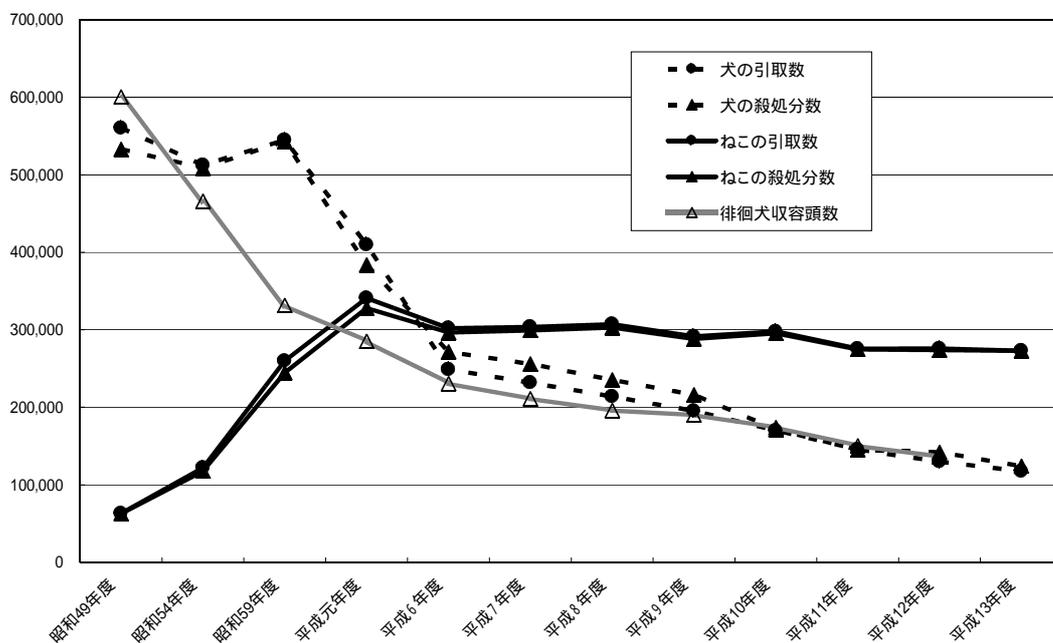
## 産業動物

産業動物の飼養及び出荷数



出典：畜産統計（H15.2.1 現在）、平成14年度食鳥流通統計（農林水産統計）  
 注）ブロイラーについては出荷数。その他の産業動物については飼養数を掲出。

### (4) 犬ねこの引き取り数等



出典：環境省資料・厚生労働省資料

注）徘徊犬収容頭数は抑留頭数から返還頭数を引いた数。

犬の引取り数と徘徊犬収容頭数との間には、一部重複集計あり。

( 5 ) 動物愛護管理法の違反件数等

( 単位 : 人 )

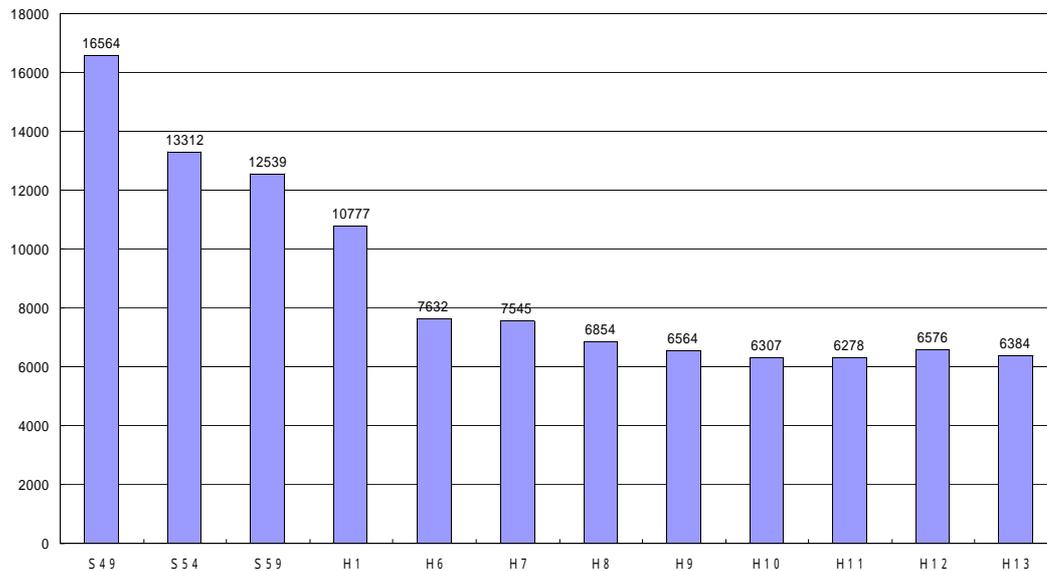
年 別	通常受理	起 訴	不 起 訴
昭和 49 年	13	8	4
50 年	6	4	1
51 年	6	4	9
52 年	9	3	4
53 年	5	4	3
54 年	6	3	3
55 年	4	2	1
56 年	10	5	1
57 年	5	2	5
58 年	6	3	1
59 年	6	3	3
60 年	3	2	2
61 年	5	3	0
62 年	5	2	4
63 年	3	0	3
平成 元 年	7	3	3
2 年	3	2	2
3 年	7	4	1
4 年	11	4	0
5 年	9	4	4
6 年	11	2	9
7 年	2	3	1
8 年	12	1	11
9 年	12	5	7
10 年	8	4	4
11 年	3	0	3
12 年	14	4	11
13 年	18	7	10
14 年	39	18	22

出典：検察統計年報

注) 起訴又は不起訴が翌年に繰り越される場合もある。

( 6 ) 犬による咬傷事故件数

出典:環境省資料



#### 4．動物愛護管理行政に係る課題

##### (1)「動物の愛護及び管理に関する法律の改正(H11)」の概要

###### 1．法の名称、目的、基本原則の改正

- (1)「動物の保護及び管理に関する法律」から「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正。
- (2)「保護」から「愛護」に改められたことにより、動物の虐待の防止や適正な取り扱いの他、生命尊重、友愛等の情操の涵養も意味するものであることを明確化。
- (3)基本原則に「動物が命あるものであること」、「人と動物の共生に配慮すること」の2点が追加。

###### 2．動物の所有者又は占有者の責務等の強化

- (1)「命あるものである動物の所有者等としての責任を十分に自覚すること」を明記。
- (2)「所有等する動物に起因する感染性の疾病について、正しい知識を持つこと」を明記。
- (3)「動物の所有者を明らかにするための措置を取ること」を明記。

###### 3．動物販売業者の責務

「動物販売業者は、購入者に対して、販売する動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならないこと」を規定。

###### 4．動物取扱業者の規制

- (1)動物取扱業者(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める業)は、都道府県知事(または指定都市の長)に届出なければならないことを規定。
- (2)都道府県知事等は、動物取扱業者に対し勧告及び命令並びに立ち入り検査等ができることを規定。

###### 5．周辺の生活環境の保全に係る措置

都道府県知事等は、多数の動物の飼養または保管により、周辺の生活環境が損なわれている場合は、必要な措置をとるよう勧告及び命令ができることを規定。

###### 6．動物愛護担当職員及び動物愛護推進員

地方公共団体は、動物取扱業者への立入検査等や動物の愛護と管理に関する事務を行わせるため、動物愛護担当職員をおくことができる他、地域における動物の愛護と適正な飼養の推進につき、動物愛護推進員を委嘱することができることを規定。

###### 7．罰則規定の改正

虐待や遺棄に対する罰則の適用対象(愛護動物)として、新たに飼育されている爬虫類を追加。

## (2) 改正法(H11)の附則及び附帯決議等

### 附則

第2条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、国、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案して、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、動物の適正な飼養及び保管の観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 附帯決議

平成11年12月14日 参・国土環境委員会(衆・環境委員会は一・二がなし)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、動物の愛護を推進するためには、規制の強化と合わせて、国民の動物愛護意識の向上、強化を図ることが肝要である。そのため、動物愛護週間を活用するなどにより、国民の動物愛護意識の一層の向上を図るとともに、市民、動物愛護団体等の創意工夫による動物愛護活動を取り入れた国民レベルの動物愛護運動の高揚を図ること。

二、高齢社会におけるペットの伴侶動物としての重要性が高まる一方、特に、年少者による動物虐待の事例が社会的な関心と呼んだことにかんがみ、動物が命あるものであることを踏まえ、野生動物の保護を含め人と動物の共生を前提とした適正な扱い方について、特に、幼児教育・学校教育等において適切な措置がとられるよう努めること。

三、飼い主が所有権を放棄した犬及びねこ以外の愛護動物や虐待を受け保護が必要な動物については、第二十一条の「動物愛護推進員」の活動として新たな飼い主や引取り先の斡旋が行われることが想定されるところである。都道府県等は、第二十二条の「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していくことが法律上望まれているところであり、このような都道府県等の活動に対する国としての支援について検討し適切に措置すること。

四、学校や福祉施設などにおける動物の適正な飼養については、その近時における重要性の高まりを踏まえ、獣医師等による指導の実施などそのあり方について検討を行い、関係行政機関が適切に連携しつつ、第五条第四項の内閣総理大臣が定める基準の中に盛り込むなどの措置を行うこと。

五、飼い主責任の意識の高まりを踏まえつつ、公園等公共施設の利用のあり方についても検討を行うこと。

六、犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの

観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。

七、日本の伝統芸能に係る三味線等の製造に支障をきたさないよう、伝統文化の保護の行政とも連携して、都道府県等に引き取られ殺処分が付されている犬及びねこの活用などにおいて適切な配慮がなされるよう措置すること。

八、ペットの放置・遺棄による在来種への圧迫をはじめとした外来種・移入種による地域の生態系への影響や人への危険を防止する観点から、動物の飼養及び保管のあり方など外来種・移入種に関する対策を検討し適切に措置すること。

九、国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。

十、附則第二条に基づき検討を行うに当たっては、次の事項について、適切に措置すること。

- 1 動物取扱業者の届出制については、その実施状況を調査し、問題の発生の有無等によりその有効性を評価するとともに、東京都の登録制の条例制定など先進的な取組を踏まえ、優良業者の育成、消費者保護等の観点も加味した登録制などの措置について、実施可能性も含め検討を行うこと。
- 2 規制対象となる取扱業の範囲についても、問題発生の状況や、東京都などにおける条例の見直しの状況などを踏まえ、検討を行うこと。
- 3 規制に営業（業務）停止に係る命令等の措置を加えることについては、問題発生の実態等を踏まえ、その必要性や有効性も含め検討を行うこと。
- 4 罰則の対象となる虐待の定義等については、本法に基づく摘発や立件等の状況を踏まえ、見直しの必要性も含め検討を行うこと。
- 5 愛護動物の範囲については、本法で爬虫類を追加したところであるが、熱帯魚などが観賞用として増加していることなども踏まえ、今後の問題の発生状況等必要に応じてその見直し等につき検討を行うこと。
- 6 今回の改正案に盛り込まれていない事項（動物の取扱や情報公開等）についても、地方公共団体等における各種の取組等を踏まえ、動物の適正な飼養の推進の観点から検討を行うこと。

## 附帯決議への対応状況

平成16年1月現在

附帯決議（要旨）	対応状況
一、動物愛護意識の向上等	動物愛護週間行事の実施、パンフレットの作成等
二、学校教育等での適切な措置	学校飼育動物のガイドライン作成（文部科学省）等
三、国による動物愛護推進員活動の支援	モデル事業（H13～H14）等を実施
四、飼養保管基準における学校・福祉施設等での適正飼養についての言及	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準を策定（H14）等
五、公園等での利用のあり方の検討	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準を策定（H14）等
六、犬ねこの引取りのあり方等の検討	引取りの実態調査等を実施中
七、三味線等の製造に支障をきたさないような配慮の実施	文化庁と連携して関係地方公共団体を指導
八、ペット由来の外来種問題対策の検討	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準を策定（H14） なお、外来種対策に関する新たな規制制度の導入等については、現在、新法の提出に向けて作業中
九、施行・運用体制の整備・充実	動物愛護管理室の設置、予算の拡充等
十	動物取扱業の実態調査等を実施中
1 動物取扱業の登録制等の検討	
2 動物取扱業の範囲の検討	
3 営業停止命令措置の検討	
4 虐待の定義の必要性の検討	
5 愛護動物の範囲の検討	
6 その他必要事項の検討	

注：下線部分は、対応が調査・検討段階にとどまっている事項

### (3) 国民から寄せられている主な意見等

- 1) 飼主等による動物の適正な取扱い(迷惑防止、虐待防止等)関係
  - ・犬ねこの放し飼いの規制
  - ・ノラねこ、ノラ犬対策
  - ・個人飼主を対象とした動物による迷惑行為の防止規制の導入
  - ・行政機関による迷惑問題の調停の仕組みの導入
  - ・多頭飼育の規制
  - ・動物虐待の定義の明確化、罰則の強化
  - ・マイクロチップ等による個体識別措置(所有者明示措置)の義務化
  - ・犬ねこ等の使用者に対する講習会受講等の義務づけ
- 2) 動物取扱業関係
  - ・動物取扱業の規制対象業種の拡大
  - ・動物取扱業の登録制等の導入
  - ・動物取扱主任者等の専門的知識を有する職員の必置
  - ・飼養保管基準等の内容の充実
  - ・通信販売による動物の販売業の規制
- 3) 犬ねこ等の引き取り関係
  - ・新たな飼主探しができる広域的なシステムの整備
  - ・収容期間の延長
  - ・収容対象動物種の拡大
  - ・飼主の一方的な都合により放棄された犬ねこ等の引取りの有料化や受け入れ制限等
  - ・安楽殺の処分方法の変更
- 4) 実験動物、産業動物関係
  - ・実験動物の取扱いに係る3R(苦痛の軽減、使用数の減少、代替手段の検討)の積極的な導入
  - ・実験動物の飼養保管基準の見直し等による動物の福祉の向上
  - ・産業動物の飼養保管基準の見直し等による動物の福祉の向上
- 5) 行政機関関係
  - ・動物愛護担当職員の配置の義務化
  - ・組織や予算等の拡充
  - ・災害時における被災動物の救済措置の整備
  - ・関係行政機関、官民の連携
  - ・動物の愛護管理に関する調査研究の推進
  - ・動物愛護推進員の有効活用
- 6) その他
  - ・動物の愛護管理に関する民間活動の支援
  - ・保護等された動物の所有権移転の円滑化
  - ・動物を景品に供することの規制

出典・環境省資料

## 5 関係法律一覧

法律名	目的・概要	主な措置内容
遺失物法 (明治 32.3.24 法律第 87 号)	「逸走ノ家畜」とわかるような動物を拾得した場合には、所有者に返還するか、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すこと等拾得者の義務と権利が定められている。	
家畜商法 (昭和 24.6.10 法律第 208 号)	家畜商について免許、営業保証金の供託等の制度を実施して、その業務の健全な運営を図り、もって家畜の取引の公正を確保することを目的とする。	家畜商の免許制度、免許の取り消し及び事業の停止、家畜の取引の事業に関する制限等。
家畜伝染病予防法 (昭和 26.5.31 法律第 166 号)	家畜の伝染性疾病(寄生虫病を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る。	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等。
化製場等に関する法律 (昭和 23.7.12 法律第 140 号)	化製場及び死亡獣畜取扱所等について、一般的な規定を示している。	化製場を設置する場合の都道府県知事の許可、管理者の措置、政令で定める動物種を特定数以上飼養又は収容する場合の都道府県知事の許可。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10.10.2 法律第 114 号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。	感染症予防のための基本指針の策定、感染症の情報収集及び公表、感染症の恐れのある動物の輸入禁止措置等。
狂犬病予防法 (昭和 25.8.26 法律第 247 号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。	飼い犬の登録及び予防注射の義務、狂犬病発生時の措置。
軽犯罪法 (昭和 23.5.1 法律第 39 号)	人畜に害を加える性癖のあることの明らかな犬その他の鳥獣類を逃がした者、人畜に対して犬その他の動物をけしかけ、又は馬若しくは牛を驚かせて逃げ走らせた者に対し、刑罰で制裁が加えられることを明示。	
刑法 (明治 40.4.24 法律第 45 号)	飼養者及び管理者は、飼養動物が他人に危害を加えたり、他人のものを壊したりしたときは、その責任を負わなければならない。	
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成 2.6.29 法律第 70 号)	食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る。	食鳥処理の事業の許可、食鳥処理業者の基準遵守、食鳥検査等。

法律名	目的・概要	主な措置内容
身体障害者補助犬法 (平成 14.5.29 法律第 49 号)	身体障害者補助犬の育成事業者及び使用者の義務、公共機関等における補助犬の同伴を可能とするための措置等を定め、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する。	補助犬の訓練、施設等に関する補助犬の同伴、補助犬に関する認定、補助犬の衛生の確保等。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4.6.5 法律第 75 号)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	希少野生動植物種の個体等の取り扱いに関する規制(販売禁止、個体登録)等
大規模地震対策特別措置法 (昭和 53.6.15 法律第 73 号)	大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、種々の特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する。	内閣総理大臣が定める地域において、危険動物を公衆の観覧に供する事業を行っている者は、「地震防災応急計画」を作成しなければならないことが定められている。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14.7.12 法律第 88 号)	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る。	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制、鳥獣の飼養、販売等の規制等。
と畜場法 (昭和 28.8.1 法律第 114 号)	と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図る。	と畜場の設置の許可、と畜場の衛生保持、獣畜のとさつ又は解体等。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45.12.25 法律第 137 号)	年とともに増大する廃棄物の処理の適正化と、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	ふん尿、動物の死体等の廃棄物をすててはならないことを規定。
民法 (明治 29.4.27 法律第 89 号)	果実の帰属(飼養動物が産んだ卵や子は産まれたときに取得する権利者がその所有権を取得)、意志主義(売買契約等により、飼養動物の所有権を取得)、占有動物取得(他人が飼養していた動物(家畜以外)の占有者は、占有開始時に善意であり、かつその動物が逃走してから、1ヶ月以上経過しても返還を求められなかった場合は、所有権を取得)等。	